商品概要説明書

(令和7年10月1日現在)

○当人の報金員の方。 ○お借入時の年齢が満18 歳以上66 歳未満であり、最終性還時の年齢が満80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の18歳以上の子供必需情係者とすることによりお借入れが可能となります。 ○原則として、前年便税込年地が300万円以上ある方。ただし、自営業者の方は、過去3か年の各年の所得金額(税引前所得)が300万円以上かあり当ろ方。 ○原則として、動作を確認を事情の考します。 一般にある方。なお、自居される配偶をの方ともあります。 ○原則として、動権・とは心害が少年数が300万円以上である方。ただし、自営業者の方と連手者を着者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どちらか一方の所得が350万円以上であり、合算後の所得が350万円以上である方。ただし、国民健康保険に加入している途与所得者または農業以外の自営業を営む者(高度な同家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者と高く)は、動統(または音楽)年数が3年以上の方。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○当人が指律する外部機(または常う)年数に対していること。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○当本人を持て音楽の経験が多い。 ○当本人をは言義の事務に対している方。 ○本他管当人が定める条件を満たしている方。 ○本他管者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ②お作機えとあわせて神安薬・改装・補修資金と付前して発生する財务とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①別元 他会融機関からお借入している方。 ②お借機えとあわせて神安薬・改装・補修資金と付前して発生する財務の情報を含むくとまず。②とは、作業を含めて対していてが、第201万円以内とします。 をがし、年間元者の方との対していては、自りを担いていては、自りを担いている方のを行ります。と対したとします。ただし、年間元者は、自りを行いたがきる。との融資窓ローお間い合むせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【個入利率に異なります。 は、その地資金使途による条件もありますので、詳細については、当」人の融資窓ローお間い合むせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【国定金利期間、3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただけます。 【国定金利期間終了時に、当日本の財産のおが出りなりといます。 「本なり、国定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただけます。 「国定金利期間終了時に、お中山により、再度、同定金利率がのおります。 また、日を全利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いたます。 こともできますが、その場合の固定金利期間によってお借入内容のと対します。 または、毎月の日を金利の日を金利の目を金利期間によってお借入内容のと対します。 また、国定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただけます。 に関するは対します。 またし、当日の配置でお知らます。 またし、当日の配置でお知らます。 またし、当日の配置でお知らます。 またし、当日の配置であります。 またし、当日の配置であります。 またし、当日の日に対していまが、またし、日には、日には、日には、日には、日には、日には、日には、日には、日には、日には	商品名	(令和7年10月1日現在)
○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 なお、最終復還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定 の18 歳以上の子化本遺居依務者とすることによりお憶入れが可能となります。 ○原則として、前年度税込年収が 300 万円以上ある方。ただし、自営業者の方は、過去3か年の各年の所得金額(税別前所得)が 300 万円以上 かつ当」 Aが定める条件を満たしている方。なお、同居される配偶者の力を連帯信務 者とし所得合算される場合は、ご木人もしくは配偶者の力ともらか一方の所 得が 250 万円以上であり、合算後の所得が 350 万円以上である方。 ○原則として、動能(または営業)年数が1 年以上の方。 ただし、国民健康保険に加入している治身が再発すたは農業以外の自営業を営む者(高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、動態(または営業)年数が3 年以上であること。 ○団体信用生命状況に加入できる方。 ○当 1 A が指定する保護機関の保証が受けられる方。 ○で本人またはご家族が常時居仕するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資をかわ借機資金(借機対象住宅にかかる既住リフォーム資金の借機も含む)とお借機支に作う諸費用。②上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債後の借機(以下・おまとの住宅ローン対応)と借機に伴う諸費用。 ②上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債をあわりまりまましの行り場合に入事の目的型ローン等の機関、方のの所以的とし、1 万円申収とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内とします。ただし、年間の型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入範囲内とします。なお、その他資金を検証による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓ローお問い合かまでとさい。 ○次のいずれかよりで選択いただけます。 「商定金利期間終了1時に、おりますので、詳細については、当 J A の融資窓ローお問い合かせください。 ○次のいずれかよりで選択いただけます。 「商定金利期間終す1時に、おりますので、詳細については、当 J A の融資窓ローお問い合かま付上中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金便流におる外は間によってお情入利率は残りのお借入時に、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利違規の すっこともできますが、その場合の固定金利利時によりのお借入期間の範囲内といます。また、日産金利期間終了に際して、再度、固定金利違根のお申用がないます。また、日産金利期間終了に際して、再度、国定金利違根の発力では、対したいでは、対しいでは、対しないが、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、はないでは、は、は、はないないでは、は、は、ないないでは、はないないでは、は		JA住宅ローン(借換応援型)
議未満の方。 なお、最終偶選時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定 の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。 ○原則として、前年度税込年収が 300 万円以上ある方。ただし、自営業者の方 は、過去3か年の各年の所得金額(税別前所得)が 300 万円以上、かつ当 J Aが定める条件を満たしている方。なお、同居される配偶者の方を連帯債務 者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方を連帯債務 者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方を連帯債務 者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方を連帯債務 者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方とともかっただし、国民健康保険に加入している結与所得許または農業以外の自営業を 管む者(高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、勤競(または営業)年数が3年以上であること。 ○国体信用年命共済に加入できる方。 ○半 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。 ○本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当つるための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当つな場合とします。 ① 近れ、生産機関的らお省人と中でを企むお借款会と(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借款会に作う諸費用。 ② 上記①・②の個人と伊せた金融機関等から皆から債本の自的型ローン等の機管務を借除(以下「おまとめ住宅ローン対応」と借換に伴う諸費用。 ③ 上記①・②の個人と伊せた金融機関等からも信力を対象とは付随して業年する結婚費用。 ③ 上記①・②の個人を構たの自然を表しているの。 方だし、年間元和金ご返籍額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する制め合が当 J Aの定める範囲内、形要資金の範囲内とし、加算する目的型ローン等の加算としまするおの。日本との1年度をの加算とします。 上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、当 J Aの経資窓ローが問い合かせてださい。 ③ 3年以上 40 年以内とし、1 50 月曜 大部については、当 J Aの経資窓ローが問い合かせてださい。 ④ 大田に金利期間へ名もではまた。 ま作人時の報望によります。 なお、その他資金便途による条件もありますので、詳細については、当 J Aの経資窓ローが問い合かわせてださい。 ⑤ 次のいずれかより、選択いただけます。 「固定金利期間の範囲 内となります。また、利率は、日の時間に表りのお借入場では、選択したといます。また、日本に関する場所は、日本に対します。またはであります。また、利率は、日本に対しないまります。また、日本に対しる時間に表りのお信入期間の範囲内とします。また、日本に対しる場所に対していては、当 日本に対していては、当 日本に対していては、当 日本に対していては、当 日本に対していては、当 日本に対していては、当 日本に対していては、当 日本に対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		
なお、最終傳運時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の18歳以上の子供を連帯債務者とすることにより諸骨入れが可能となります。 ○原則として、特に便能込年収が300万円以上ある方。ただし、自苦業者の方は、過去3か年の各年の所得金額(紀月前所得)が300万円以上、かつ当」 A が定める条件を満たしている方。 なお、同居される配偶者の方を連帯債務者ともの場合は、ご本人もしくは配偶者の方を連帯債務者とし所得合業される場合は、ご本人もしくは配偶者の方を連帯債務者とし所得合業される場合は、ご本人もしくは配偶者の方を連帯債務者とし所得合業される場合は、ご本人もしくは配偶者の方を追帯債務者とし所得分業される場合は、こ本もしくは配偶者の方を当ちつ方の所得が350万円以上である方。 ○原則として、勤統(または営業)年数が1年以上の方。ただし、国民健康保険に加入している結ち所得者または農業以外の自営業を営む者も度な加まできる方。 ○明則として、勤統(または営業)年数が3年以上であること。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○当」A が指定する保護の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、勤務(または営業)年数が3年以上であること。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○当」A が指定する保護の保持者でおさため、一次にだきます。とし、本の中性当了を強力に対してある方。 ・連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきよず。少用機合を対していていただきよび、生地を対していていたがままたは、10現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(併換対象件宅にかかる配用内、の財政会の発し、対す、大だし、年間元利金ご返済額の前年度税込年以(自営業者の方は前年度税引前所は、に対する組合を行う場合、債権対象とする目的型ローン等のが額は、仕宅部分に対する借入を額の全の範囲内とします。ただし、年間の担立してごとの、1万月単位とします。の融資室ローが割け、合わせてださい。 ○スのいずれかよりご選供いただけます。「国産金利期間によっていては、当」Aの融資窓ローが制い合わせてださい。 ○次のいずれかよりご選供いただけます。「国定金利期間といただきます。遊抜した固定金利期間によって、詳細については、当」Aの融資窓ローが開発で、毎日外ではで、年間、20年代といいただきます。遊抜した固定金利期間によってお借入利率は最かります。お信の時の日本とは異なる可能性があります。ため、国定金利期間終りに際して、再度、固定金利達代のもります。ため、国定金利期間終りに際して、再度、固定金利達例のお申しがない場合に、変動金利型に対するります。とい、利率は当のお信と時の利率には異なる可能性があります。ため、国定金利期間はよりのお借入期間の強力を対す、との時点での固定金利を選択した。との時点での国定金利利間によってお信入利率によります。との時点での日本によります。との時点での日本には異なります。との時点での日本には異なります。との時点での日本には異なります。との時点によります。との時点には、20年間に対していては、当時によりに対しないといては、当時に対しないといが、20年間に対していては、20年間に対していては、20年間に対していては、20年間に対していては、20年間に対していては、20年間に対していては、20年間に対していては、20年間に対していては、20年間に対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		
の18歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。 「原則として、前年度秘込年収が300万円以上める方。ただし、自営業者の方は、過去3か年の各年の所締金額(限計前所得)が300万円以上である方。など、自営業者の方は、過去3か年の各年の所締金額(限計前所得)が300万円以上でありる場で300万円以上である方。 「原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。ただし、国民健康保険に加入している給う所得者または農業以外の自営業を営む者(高度な国家資格の保険に加入している給う所得者または農業以外の自営業を営む者(高度な国家資格の保険に加入している給う所得者または農業以外の自営業を営む者(高度な国家資格の保険に加入している給う所得者または農業以外の自営業を営む者(高度な国家資格の保険計者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、勤続(または営業)年数が3年以上であること。 「団体信用生命共済に加入できる力。 「当人が選める条件を満たしている方。」「当人が選める条件を満たしている方。」「当人が選める条件を満たしている方。」「当人が選める条件を満たしている方。」「当人が選める条件を満たしていただきます。」「少現在、他金融機関の保証が受けられるが、今の他当人が登ります。」「少現在、他金融機関のにお指令で制金とします。」「少現在、他金融機関のにお指令では、中間で対象というが発生のする情検を全とおする情検をといっかる要性のでは、とお情核会に伴う諸費用。「少は在、他金融機関がよりませいたとます。」「おまとめ住宅ローン対応を行う場合、債機対象とする目的型ローン等の残債務の借機(以下「おまとめ住宅ローン対応)と代機に伴う諸費用。「シに対し、力に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対		
○原則として、前年度税込年収が300万円以上ある方。ただし、自営業者の方は、過去3か年の各年の所得金額(税引前所得)が300万円以上、かつ当省者としている方。なお、同居される配偶者の方を連帯侵着としている方。なお、同居される配偶者の方を連帯侵着としている方。なお、同居される配偶者の方を連帯侵着としている方。公原則として、勤緩(または営業)年数が1年以上の方。ただし、国民健康保険に加入している鈴与所得者または農業以外の自営業を営む者(高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、勤総(または営業)年数が3年以上である方。○の団体信用生命共済に加入できる方。○その他当人が定める条件を満たしている方。○その他当人が定める条件を満たしている方。○その他当人が定める条件を満たしている方。○本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借資財用)のの販理リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。②お借後ととあわせた増改業・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。②お借後ととめわせた地改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。②お借換えとあわせた地改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。②お信後ととの時入中の目的型ローン等の残債務の供換(以下「おまとめ住宅ローン対応)と信義に任う諸費用。○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金工资済額が前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割からを通れ、住宅ローンの借入、財産の方は前年度税引前所得)に対する割からを担入でいては、当り本の融資窓につお問い合わせてださい。○おまとの侵強を健定による条件もありますので、詳細については、当り本の融資窓口へお問い合わせてださい。○次のいずれかよりご選択いただけます。「固定金利期間(3年・5年・10年)または実動全利を選択りたおきます。選択した固定金利期間(3年・5年・10年)または実動全利を選択するともできますが、その場合の固定金利率は異なります。また、利率は、場かのお贈入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または実動全利を選択するともできますが、その場合の固定金利率は、毎月決定、対情人時の利率とは、よりのお借入時に、固定金利期間によってお借入時のの対率とは、よりのお借入時に、お申したのは定金利利間によってお借入時の対率とは、まりのお借入時の利率とは、まりのお借入時の利率とは、まりのお借入時の利率とは、まりのお借入時の利率とは、まりのお借入時の利率とは、まりのお借入時の利率とは、まりのお信入時間によりのお借入時間によりのお信入時間によりのお信息によりに対しまれば、まりのは、まりのは、まりのは、まりのは、まりのは、まりのは、まりのは、まりのは		なお、最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定
は、過去3か年の各年の所得金館(税引前所得)が300万円以上、かつ当」 Aが定める条件を満たしている方。なお、同居される配偶者の方を連帯情務 者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どもらか一方の所 得が250万円以上であり、台質後の所得が350万円以上である方。 ○原則として、勤総、生たは音葉)年数が1年以上の方。 ただし、国民健康保険に加入している給与所得者または農業以外の自営業を 営む者(高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、 勤能(または音葉)年数が3年以上であること。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○本借待務の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ○本代表さはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅室会のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増立薬・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ②お借換えとあわせた増立薬・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ②お借換えとあわせた増立薬・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ②お借りたるおはりフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。 ②お信換えとあわせた増立薬・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ②お信が入りまで、力が応を行う場合、生物資金と付して発生する諸費用。 ③10万円以上10,000万円以内とし、1万円建位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、とします。 ただし、東川元利金ご返済額の前年度税といまする目的型ローン等の加算からもつまで、対した対策を使い入する信人を額の範囲内とし、加算する目の型ローン等の加算の上に関する信人機額の範囲内とし、加算する目の型ローン等の加算の上に対した対しと対します。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓ロへお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1万月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお信人中でと資金の保存期間内とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓ロへお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利期間によってお借入利率は異なります。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓ロへお問い合わせください。 ○3年以上40年以内をします。ただし、原則とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓にからとます。 をは、対しないに対しませいたとます。 は、対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに		の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。
ご利用いただける方 名・一部では、		○原則として、前年度税込年収が300万円以上ある方。ただし、自営業者の方
で利用いただける方 者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どちらか一方の所得が250万円以上であり、合算後の所得が350万円以上である方。 ○原則として、勤毅(または営業)年数が1年以上の方。 ただし、国民健康保険に加入している給与所得者または農業以外の自営業を営む者(高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、勤続(または言業)年数が3年以上であること。 ○団体信用生命共済に加人できる方。 ○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○本人またはご家族が常時居住するための任宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①理任、他金融機関からお借人中の日宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに停ぎ蓄費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ②お借換えとのの行入を併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応とうけの行とします。ただし、年間元利金ご家済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内、所要資金の範囲内とします。ただし、年間元利金ご家済額の前年度税公年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内とします。ただし、非知報は、500万円以内とします。なお、その他資金供達による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓ロへお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からおは借入中位と登金の残存期間内とします。なお、その他資金供途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓ロへお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご遊供いただけます。 「固定金利期間終了時に、お中出により、再度、その時点での固定金利を選択いただけます。 選定金利期間のおけ、第年、その場合の固定金利利間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、当年、その場合の固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定に、当年により、再度、その時点での固定金利を選択していただきます。 こともできますが、その場合の固定金利利間によってお借入利率は異なります。 または変動金利率は、第年によりに対しまれば、第年によりに対していたが、まりに対していたが、まりに対していたが、まりに対していたが、まりに対していたが、まりに対していたが、まりに対していたが、まりに対しないましていたが、まりに対しないたが、まりに対していたが、まりに対しないでは、まりに対しないたが、まりに対しないたが、まりに対していたが、まりに対していたが、まりに対していたが、まりに対していたが、まりに対していたが、まりに対しないが、まりに対しないのでは、まりに対しないでは、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないのでは、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないのは、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対しないが、まりに対し		は、過去3か年の各年の所得金額(税引前所得)が300万円以上、かつ当J
得が 250 万円以上であり、合算後の所得が 350 万円以上である方。		Aが定める条件を満たしている方。なお、同居される配偶者の方を連帯債務
得が 250 万円以上であり、合算後の所得が 350 万円以上である方。	ご利用いただける方	者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どちらか一方の所
○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ただし、国民健康保険に加入している給与所得者または農業以外の自営業を営む者(原な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、動続(または営業)年数が3年以上であること。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。②お能換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と併換に伴う諸費用。610万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。ただし、年間元利金で返済額の前年度税公年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。ただし、年間元利金額(住宅部分に対する借入金額の金田内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の全分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお間い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率に、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率に、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利利間の範囲内となります。また、利率は、毎月決定、毎月決定、毎月決定、毎月決定、毎月決定、毎月決定、毎月決定、毎月決定		
ただし、国民健康保険に加入している給与所得者または農業以外の自営業を営む者(高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、勤齢にまたは営業)年数が3年以上であること。 〇団体信用生命共済に加入できる方。 〇当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 〇さ本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお債検資金(債換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借機(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 「10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内、所要資金の範囲内とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内 とし、東京する目的型ローン等の加算したり、年間の中ン等のがなける名が当 J A の定める範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額ので組内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入を額ので組内とし、計りするは、目的型ローン等の総額は、全宅部分に対する作人、全額ので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 「固定金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。方に対して現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。方に対して現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。方に対して現在他金融機関からお借入中でによります。方に対して現在他金融機関がらまず、まが、との場合は、変動金利を選択いただきますが、その場合の固定金利期間に残りのお信入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了時に、お申出により、再度、固定金利避択のお申出がない場合は、変動金利間の範囲内となります。また、利率は、毎日、一定の利用によります。		
営む者(高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、		
○団体信用生命共済に加入できる方。 ○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○本側後落者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ②連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ②現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既住リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改薬・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内、原資資金の範囲内とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内を します。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する制合が当力を借入金額の範囲内とします。日報については、目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。日報については、目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の第四とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対しましまで、「詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。ただし、原則として現在他金融機関からおおかます。当日の経済を対します。ます。ただし、原則として現在他金融機関からおおかます。第7年に対しただけます。とれていては、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 置定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時に、固定金利期間によってお借入利率は異なります。また、利率は当初お借入時の利率とに関するに、対したがまります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間は残りのお情入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間は残りのお情入期間の範囲内となります。また、利率は対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していては、第7年に対していていては、第7年に対していていては、第7年に対していていては、第7年に対していていていていていていては、第7年に対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		
○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ○正本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。 ②上配①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ③上配①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。なおまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の配用内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅ローンの借入服度額については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 「適定変動選択型】当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した同定金利期間によってお借入利率は異なります。なお、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。または、当時によりの利益に、当時によりの利益に、当時によりによりによりによりによりに対しまりによりによりによります。または、当時によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに		-
○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ○述本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお情入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。②お借換えとあわせた増改薬・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。③上配①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借拠に伴う諸費用。 ○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、房要資金の範囲内とします。とだし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、房要資金の範囲内とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内とし、加算する目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓ロへお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1万月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 「国定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択しただけます。 「国定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した同主を利用間によってお借入利率は異なります。また、カースの店頭でお知らなります。または変動金利をご選択いただきます。また、利率は当初お借入時間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時間の範囲内となります。または変動金利を選択のお申出がないまの記録に表するのお言なの対域によります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利を選択のお申出がない場合は、変動金利型】		-
○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、历要資金の範囲内とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当人会額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の加算分も含動で使添した。 ③年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓ロへお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利を選択いただけます。 「国定変動選択型】 当初お借入時の利率は、毎月決定し、当月へのお信入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了時に、お申出により、予度、その時点での固定金利を囲れています。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了時に、お申出により、再度、名の時点での固定金利を囲れていまります。または、または、または、または、または、または、または、または、または、または、		
○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関のお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改繁・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の2分の出り下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○3 年以上 40 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利を選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】		
 象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。つおまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の鉛四内とし、加算する目的型ローン等の総額は、任宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓ロへお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓ロへお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】当初お借入時に、固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】 		
①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ○10 万円以上10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○3 年以上40 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利を選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お問に表すのお信人時間の範囲内となります。まれ、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。まれ、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】		
 資金使途 かかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓ロへお問い合わせください。 ○3 年以上 40 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓ロへお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 		象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 〇10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の施額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 〇3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 〇次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。 お問入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お問入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お問入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。 お問入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。 お問入時の利率とは異なります。 お問入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】		①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅に
③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。といまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。おお、日定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。	資金使途	かかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。
③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。といまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。おお、日定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。		②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。
務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。 ○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 ○3 年以上 40 年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭でお知らせいたします。お借入時の利率に、第2年、日間定金利期間によりのお借入時の利率とは異なる可能性があります。よかお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		
○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J A の定める範囲内、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 ○3 年以上 40 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利と切替わります。【変動金利型】		
ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】		
 簡入金額 借入金額 借入金額 上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ③3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 		
 借入金額 一股額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】 		
 借入金額 上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○3年以上 40 年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】 		_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
は、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ③ 3年以上 40 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】	/# 1 人 <i>也</i> 写	
型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ③ 3年以上 40 年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】	借入金額	
はお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ③ 3年以上 40 年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】		
の融資窓口へお問い合わせください。 ○3年以上 40 年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】		
 借入期間 ○3年以上 40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お問定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】 		
 借入期間 金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】 		
(借入期間) なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 (次のいずれかよりご選択いただけます。 (固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】		○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他
なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利型】	借入期間	金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。
○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA
○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		の融資窓口へお問い合わせください。
【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。	借入利率	
当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。		
いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択 することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲 内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性がありま す。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない 場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		
借入利率 お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択 することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲 内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		
借入利率 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		
(古人利率) することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		the state of the s
内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		
す。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		
場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】		
【変動金利型】		
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ		- · · · · · · -
49周5643541118(9)411月468(9 6)411月55日本電社 (国口、 6 5 5 1		お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ

	ムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法) もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定 月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方 式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円 単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	 ○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。)に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機関所定の審査基準により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)にご加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがございます。
保証人	○当JAが指定する保証機関(岡山県農業信用基金協会)の保証をご利用いた だきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	 ○一律保証料と定率保証料をお支払いいただきます。 ○一律保証料として 33,000 円、ご融資時にお支払いいただきます。 ○定率保証料は、一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。・保証料率 年 0.09%~年 0.29% ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料 (岡山県農業信用基金協会)】(お借入利率年 1.00%、保証料年 0.14%の場合) お借入期間 10年 20年 30年 35年 40年保証料(円) 94,866 149,408 195,803 216,340 233,587 ②分割払い 当 J Aへお支払いいただく利息の中から当 J Aが保証機関へ支払います。この場合、借入利率に保証料率が加算されます。
団体信用生命共済	○当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 □団体信用生命共済名 加算利率 団体信用生命共済(特約なし) な し 長期継続入院特約付団体信用生命共済 年 0.1% 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年 0.1% 団体信用生命共済(連生) 年 0.1% 三大疾病補償特約付団体信用生命共済(連生) 年 0.2% がん保障特約付団体信用生命保険 年 0.1% がん保障特約付団体信用生命保険 年 0.1% 可体信用生命保険(連生) 年 0.2% 団体信用生命保険(連生) 年 0.2% 団体信用生命保険(ワイド) 年 0.2%
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.3%

	○ご融資に際しては、33,000円の貸出事務取扱手数料(消費税等を含む。)) ガジ
	必要です。 なお、手数料定率型をご利用される場合には、上記貸出事務取扱手数料 別に、お借入金額に 2.20%を乗じた手数料(消費税等を含む。)が必要で ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされるは、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。(JAネットバンクルる一部繰上返済の場合は無料)	ぎす。 場合
- Net dat	繰上元金 手数料額	
手数料	100 万円未満 5,500 円	
	100 万円以上 500 万円未満 11,000 円	
	500 万円以上 1,000 万円未満 22,000 円	
	1,000万円以上 33,000円	
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5, 円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。	500
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は、5,500円のI 手数料(消費税等含む。)が必要です。	取扱
	○ご本人または連帯債務者の方が、出産・育児休業取得中、もしくは取得-	予定
	の場合において元金据置をお申込みいただけます。	, , _
	・元金据置にはお申込みが必要です。	
	・元金据置は、お子さま1人あたり最長24か月、計2回(最長48か月)) ま
	でお申込みいただけます。(※双子等の多胎児の場合も最長 24 か月と)	なり
出産・育児休業特例	ます)	_L_\→
(元金据置)	・元金据置は、約定(元利金)返済を6回以上行っていただいた後、おり	甲込
	みいただけます。 ・お申込時には、出産・育児休業取得の確認資料として勤務先が発行する。	ス元
	定の資料等の提出が必要となります。	2017I
	・元金据置期間中も利息の支払いは必要です。	
	・住宅ローンの最終期日は延長しませんので、元金返済再開後のご返済	額は
	元金据置前より増加することにご留意ください。	
	○苦情処理措置	
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、	-
	J A信用部信用課(電話:086-225-9835) にお申し出ください。当 J A 世界の制度など基準に対象する整理などである。	
	規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に め、苦情等の解決を図ります。	に労
苦情処理措置および		けて
紛争解決措置の内容	おります。	., .
7777777	○紛争解決措置	
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で	
	す。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。	
	岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J	Aバ
	ンク相談所にお申し出ください。) ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において	
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかれ	
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。	1 3
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年	
	高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみに	こつ
	いて計算し表示いたします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金。	会が
	つれまとの住宅ローン内心を行う場合、真金使歴に住宅真金以外の生活員で含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能	
その他	があります。	1017
	○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要	とな
	ります。	L. 00
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までは い合わせください。	お問
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済され	れた
	場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなさ	
	所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお	
	合わせください。	